

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

藤沢市長 鈴木 恒夫

市町村名 (市町村コード)	藤沢市 (14205)
地域名 (地域内農業集落名)	御所見・遠藤地区(打戻) ( 打戻 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月9日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農家の高齢化、担い手不足の深刻化に伴い、遊休農地が増加し、周辺農地に影響が出ている。特に水田については、後継者不足が顕著であり、遊休農地を農地として活用しきれていない現状もあり、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が課題である。また、暗渠の老朽化や水路の維持管理の負担増など基盤面での課題もある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・規模拡大を希望する農家に集積集約を進める。そのため、地権者の意向を明確化していく必要がある。
- ・水田を維持していくのか、遊水地としての機能も考慮しつつ、畑地化するのか引き続き検討する。
- ・水田については、ボランティアや新規就農者等地域でサポートしていく仕組みの構築を行う。
- ・学校給食により、米の大切さを伝える機会を増やしていく。
- ・中里小、御所見小、慶応大学等と教育機関との連携を進める。
- ・障がい者、高齢者等の地域交流、社会参画等による地域一体型の農業を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	94 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	94 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域(農振農用地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や新規就農者を中心に、担い手への農地集積を段階的に進める。農地を有効に活用するためには、地権者と耕作者の信頼関係を築いていく必要がある。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地権者は農地中間管理事業への理解が不足しているため、事業周知を進めつつ、農地中間管理機構を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
暗渠の整備等、担い手のニーズを踏まえ、必要な基盤整備により、農業生産効率の向上を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在営農している農家の育成向上を進めつつ、市やJAとの連携、技術センターによる指導を受けながら、経営体の確保育成に努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域事情による状況に応じて支援サービスを活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--